平成 25 年 5 月 15 日

各　　　位

会 社 名　ターボリナックスＨＤ株式会社
代表者名　代表取締役社長　森蔭　政幸
（ＪＡＳＤＡＱ・コード 3777）
問合せ先　取締役経営企画管理本部長
　　　　　飯富　康生
電話　　　03－5809－1850

第三者割当により発行される新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）及び金銭出資）及び新株予約権（MS ワラント）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、第三者割当により発行される新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）及び金銭出資。以下「本新株式」という。）及び新株予約権（MS ワラント。以下「本新株予約権」という。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．募集の概要

【第三者割当により発行される株式の概要】

（１）	発行期日	平成 25 年 5 月 30 日
（２）	発行新株式数	57,471 株
（３）	発行価額	1 株につき 870 円
（４）	発行価額の総額	金 49,999,770 円 うち、9,999,780 円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）の払込方法による。
（５）	資本組入額	1 株につき、435 円
（６）	資本組入額の総額	金 24,999,885 円
（７）	募集又は割当方法 （割当先）	第三者割当の方法 渡部　秀一（以下「渡部氏」という。）　11,494 株 河﨑　幽子（以下「河﨑氏」という。）　45,977 株
（８）	現物出資財産の内容及び価額	渡部氏が当社に対して有する金銭債権の元本 10,000,000 円のうち、9,999,780 円
（９）	その他	本件については、有価証券通知書の提出を行っています。

【第三者割当により発行される新株予約権の概要】

（１）	発行期日	平成 25 年 5 月 30 日
（２）	発行新株予約権数	4,900 個
（３）	発行価額	新株予約権 1 個当たり金 84 円
（４）	当該発行による潜在株式数	当初の行使価額（970 円）における潜在株式数：　53,900 株 上限行使価額（1,455 円）における潜在株式数：　34,300 株 下限行使価額（485 円）における潜在株式数：　102,900 株
（５）	資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	43,795,440 円（差引手取概算額） 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額 411,600 円円及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 49,000,000 円を合算した金額から、フィナンシャル・アドバイザリー費用など本新株予約権

		に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
（６）	行使価額及び行使価額修正条件	当初行使価額：970 円 平成 25 年 5 月 30 日以降の毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む。以下同じ。）のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ）の株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。ただし、当社普通株式が株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）に上場された場合には、当該上場時以降、「大証」とあるのは「東証」と読み替えるものとする。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90％に相当する金額（1 円未満切上げ。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は当該基準価格に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が上限行使価額（1,455 円）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額（485 円）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
（７）	募集又は割当方法 （割当先）	第三者割当の方法 山田　至人（以下「山田氏」という。）　2,940 個 渡部氏　1,960 個
（８）	その他	本件については、有価証券通知書の提出を行っています。

２．募集の目的及び理由

①現在の財務状況

わが国の経済は、平成 24 年 12 月の政権交代後に掲げられた「アベノミクス」政策への期待から円安・株高基調に入り、輸出産業を中心に企業収益の改善の兆候が見られるものの、中国経済の成長スピードの鈍化やギリシャ等 EU 圏諸国のデフォルト危機等を背景とした海外経済の下振れリスクが顕在化しております。

当社の主な事業領域であります情報サービス産業においては、クラウド・コンピューティング市場やスマートフォン市場の成長に牽引され需要の改善はみられるものの、海外経済の下振れリスクへの懸念から、IT インフラへの投資抑制や IT に係わる保守・運用コストの削減ニーズは依然として継続しております。このような中、更なるコスト削減に努めると同時に、IT 事業への回帰を核とした事業再生をめざす中期経営計画を策定し、平成 24 年度を「土台作りの年」として事業の再構築を行ってまいりました。IT 事業を核とした事業再生にはある程度の期間を要するため、その期間中の企業収益への補完として、中古パソコン事業及び（環境メンテナンス事業及び復興支援事業という）環境事業を新たな事業分野として開始しましたが、平成 24 年 12 月期において、黒字化には至りませんでした。

当社は、平成 18 年 12 月期から平成 24 年 12 月期まで 7 期連続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス状態が継続しており、平成 19 年 12 月期においては継続企業の前提に重要な疑義が生じております。また、平成 24 年 12 月期においては 39 百万円の債務超過の状況になっており、平成 25 年 12 月期第 1 四半期においても、昨年度同期と比して売上及び営業利益の両指標に大きな改善は見られるものの、依然営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス状態が継続しており、その結果、平成 25 年 3 月末時点にて、現預金残高 35 百万円という資金的には厳しい状況となり、49 百万円の債務超過の状況及び継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況が継続しております。当該債務超過の状況は、大証の上場廃止基準に抵触するため、平成 25 年 12 月末までに解消する必要があります。

これまでのマイナストレンドをＶ字回復させ、資金難の状況及び債務超過の状況並びに継続企業の前提に重要

な疑義が生じている状況を早期に解消するために、平成 25 年 2 月 26 日付にてに公表いたしました中期経営計画に沿って、IT 関連事業及び環境事業の両事業を核とした「成長戦略」の推進により収益性の改善を図ること、及び資本の増強によりキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図ることが急務であると考えております。当該中期経営計画を実行していくことが、当社の経営課題を解決し、企業価値の向上へ繋がると考えております。

②平成 23 年 11 月 24 日発行決議した増資の状況

当社は、平成 23 年 11 月 24 日第三者割当による新株式発行決議を行い、臨時株主総会での決議後、平成 23 年 12 月 28 日に差引手取額約 174 百万円の増資を実施しました。

増資により調達した資金は、主に中古パソコン事業及びクラウド事業並びにゼンド商品の OEM 事業へ投資を行い、収益性の改善を図る計画でした。中古パソコン事業については、中古パソコン事業に精通した人員を採用し、リース会社等から中古パソコンを購入し棚卸資産や物流インフラへ投資を行って事業を行うという在庫リスクや固定費リスクが潜在する事業モデルから、当社が運営する中古パソコン買取 WEB（http://www.turbolinux.co.jp/PCKS/）により中古パソコンを回収し、回収後は業務提携をしている中古パソコンの輸出会社へ自動的に販売するという在庫リスクや固定費リスクを負担しない事業モデルへ変更したことから、事業規模が計画よりも大きく縮小した形での事業運営となったため、損失を被るというリスクは発生しないものの、前回の増資時に想定していたレベルの収益の計上には至っておりません。クラウド事業については、株式会社ハイパーボックスの「HyperCloud」へ当社 OS 商品や TLAS 商品を対応させ、協業してまいりましたが、顧客ニーズに合ったソフトウェアを当該クラウドサービス上にて提供出来ていないことから、今までのところ、前回増資時に想定していた収益の計上には至っておりません。ゼンド商品の OEM 事業については、中小のハードウェアベンダーと業務提携を行い、当該ハードウェアベンダーの商品へ Zend Server をバンドルし展開する計画でしたが、クラウドサービス事業者と業務提携を行い事業展開する方が、クラウド・コンピューティング市場の成長という外部環境とマッチした事業展開が可能と判断し、株式会社ハイパーボックスと業務提携し、同社の「HyperCloud」へ Zend Server を対応させ協業してまいりましたが、アライアンスサービスの顧客へのベネフィットを遡及できず、今までのところ、前回増資時に想定していた収益の計上には至っておりません。

前回の増資時に想定していた収益が計上出来ていない理由としましては、より低リスクな事業の運営方法を選択したことから、中古パソコン事業及びクラウド事業に精通した人員を採用し事業運営の体制を構築出来なかったことにあると考えます。今回の増資においてもモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業という新たな事業へ投資を行い、収益を計上して行く計画ですが、本件増資の実施より前に、必要な人員を採用又は業務委託し既に体制を組織し事業運営を開始しております。事業運営の結果から、モバイルコンテンツ事業においては、平成 25 年 12 月期第 1 四半期においては、24 百万円の売上、9 百万円の売上総利益を計上しており、復興支援事業においては、平成 25 年 12 月期第 1 四半期においては、1.6 百万円の売上、0.2 百万円の売上総利益しか計上出来ておりませんが、既に受注し稼働中の請負工事が約 63 百万円あり、事業の構築は順調に推移しており、本件増資により確保した事業資金をモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業の事業戦略に沿って投資を行うことで、平成 25 年第 2 四半期以降、収益機会の獲得がより進捗すると考えております。

③当社の事業の現状及び今後

当社の IT 関連事業は Web システム構築にかかわるソリューション及びサポートの提供を核とした戦略が徐々に実を結び、新規顧客獲得により平成 24 年 12 月期売上高は 97 百万円と前年比 40％を超える伸長を達成できました。平成 25 年 12 月期第 1 四半期売上高は、従来の B2B ビジネスへ B2C ビジネスであるモバイルコンテンツ事業を新たに開始した結果、モバイルコンテンツ事業の売上 24 百万円が寄与し、IT 関連事業全体の売上高は 44 百万円となり前年同期と比較すると 3 倍近い数値にて推移しております。

環境事業は、平成 24 年 12 月期においては、除染実施計画の度重なる遅延という外的要因を受け、復興支援事業売上高は 3 百万円となり、また、平成 24 年 9 月から新たに開始した環境メンテナンス事業売上高は 7 百万円

となり、環境事業全体の売上高は10百万円となりました。平成25年12月期第1四半期においては、復興支援事業売上高は2百万円となり、環境メンテナンス事業売上高は、平成25年2月28日付けにて環境メンテナンス事業を営む株式会社東環を買収し100%子会社にした結果、16百万円となり、環境事業全体では売上高は18百万円と、既に前期における金額以上になっており、中期経営計画に沿って順調に推移しております。

当社の中期経営計画を推進することで、依然黒字化へ至っていないものの、業績の改善及び中期経営計画の順調な推移が顕著に見られ、平成25年12月期第1四半期の業績は下記の通りとなっております。

単位：百万円	平成24年12月期第1四半期	平成25年12月期第1四半期	増減額
売上高	16	62	46
営業利益	△26	△9	17
経常利益	△26	△9	17
当期純利益	△16	△10	6

当社は、資金難の状況及び債務超過の状況並びに継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況を早期に解消するために、平成25年2月26日に公表いたしましたとおり中期経営計画を作成し、特に以下の3つを重要課題として掲げ、当社の成長戦略を実行し、収益性の改善及びキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図り、株主利益の最大化を図るべく企業価値を向上して参ります。

（ア）顧客基盤の拡大

当社が推進する「成長戦略」には顧客基盤の拡大が不可欠であるため、顧客ニーズにマッチした新しい価値を提供できる製品・サービスの開発・導入により、顧客セグメント領域の拡大を図ることが重要と考えています。具体的には、当社の従来のB2Bビジネス領域での事業展開に加え、B2Cビジネス領域での事業展開を開始することで、新たな顧客の獲得に繋がり、それが更なる顧客ニーズのファインディング、更なるビジネス領域の拡大へ繋がっていく「拡大のスパイラル」を構築することに積極的に取り組んで参ります。

（イ）成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用

IT 関連事業及び環境事業を核とした「成長戦略」の柱は顧客基盤の拡大です。そのためには、顧客ニーズにマッチした新しい価値を提供できる製品・サービスの開発・導入により、新たなビジネス領域へ展開して行くことが不可欠となります。当社は、平成25年12月期の目標達成に向けた顧客基盤の拡大という成長戦略を推進するための人材を、早期に確保し当該両事業へ集中的に投入してまいります。また、製品・サービスの多様化に応じて協力会社の資産を活用し、経営リソース運用の効率化及び製品・サービスの早期開発・導入を可能にする組織及び体制を構築して参ります。

（ウ）財務体質の強化

「成長戦略」の実行には、事業計画に対応した事業資金・運転資金を調達・確保・投入していくことが不可欠です。事業拡大を目標とした平成25年12月期の事業計画に沿った事業資金・運転資金の調達を実施し、収益性の改善及び資本の増強を図り、財務体質を強化して参ります。

④中期経営計画の概要

当社の企業理念は、「価値ある製品・サービスを提供することで、顧客の満足度を最大化し、ともに栄える。」ことであります。この企業理念は、当社の事業領域のなかで、高い顧客満足度を提供できる優れた品質であることはもちろんのこと、顧客の新しいニーズを継続的に探求するとともに、絶え間ない革新によって、新しい価値を持った製品・サービスを提供することで新たなソリューションを創造し、ひいては社会の発展に貢献することを表しています。

当社は、事業の継続的な拡大を通じて企業価値を向上させていくことを経営の目標としています。経営指標としては、平成25年12月期の売上高を重視するとともに、事業の収益力を表す営業利益及び営業キャッシュ・フローを重視し、これらの拡大を目指しています。

（ア）基本戦略

当社の企業理念の下、当社事業の継続的な拡大を通じた企業価値を向上させていくため、「事業領域の選択と

集中」、「財務体質の強化」、「内部統制及びコーポレートガバナンス並びにコンプライアンス体制の強化」の 3 つを基本戦略と位置づけています。

（イ）事業戦略

IT 関連事業

平成 23 年にスマートフォンやタブレット端末に代表されるスマートデバイスは、日本国内においてパソコンの出荷台数を越えており、さらに普及が進むことが予測されます。これまで情報端末として主流であったパソコンに代わり、今後の重要な情報端末としてスマートデバイスが活用されることが考えられます。これにより、今後 IT サービス利用者数及び利用時間の拡大とスマートデバイスが持つ機能を活かした IT サービスの多様化が進み、IT 市場は新たな事業モデルへの転換が進んでいくことが予測されます。例えば、スマートデバイスの普及と同じくして普及進展しているソーシャルメディアは、スマートデバイスに搭載されるカメラやセンサー、GPS 等の機能と組み合わせられることで発展したサービスです。このスマートデバイスから利用者の多様な情報を得ることができ、ソーシャルネットワークを介して交換・蓄積される傾向が拡大していき、企業はこのデータを活用して利用者の関心や行動を分析して多様なサービスを提供することが考えられます。

当社の IT 関連事業は、Web アプリケーション開発及び運用するためのソリューションである Zend 製品や Web システムに欠かすことのできないデータベース製品を中心にしたソリューション及びサポートの提供を核とした事業を強化し拡販を図り、更に当社が持つデータベースに係る強みを活かして、インターネットの発達とスマートデバイスの普及により想定される莫大な構造化されていない情報を整理、分析するためのデータ管理に係る市場に対して、平成 24 年度からソリューションの提供を開始しており、平成 25 年度は収益を上げるために経営リソースを投入することで拡販を図ります。また、今般のスマートデバイスの市場動向を鑑み、当社の IT 関連事業で蓄積したノウハウを基にスマートデバイス向けに一般コンシューマを対象としたコンテンツ配信サービスの提供を開始します。国内のモバイル端末市場は激変しており、平成 24 年 4 月～11 月に出荷された移動電話の 56.8%をスマートフォンが占めており、今後の契約数においてもスマートフォンが占める比率が高くなることが予測できます。また、モバイル向けコンテンツサービスにおけるビジネスモデルの方法も激変しており、スマートフォン市場におけるトップセールスのコンテンツアプリはいずれもゲームであり当社もこの分野に参入します。スマートフォンビジネスにおけるスマートフォンアプリの市場規模はこれからも成長が続く市場として注目されています。当社ではこのタイミングを IT 関連事業として参入する好機と捉え、著名なキャラクター等を使用した独自のオリジナルコンテンツやオリジナル商品の開発を手掛け、E コマースの分野へも展開していく計画です。当該計画に沿って、平成 25 年 3 月 15 日付にて公表いたしましたとおり、100%子会社としてプラスワン株式会社を設立し B2C ビジネス領域であるモバイルコンテンツ事業を開始いたしました。モバイルコンテンツ事業においては、オリジナルコンテンツや商品の企画・開発力もしくは協業パートナーからの仕入能力が競争力の源泉であるため、商品の企画・開発や仕入業務に精通した人員（2 名）を採用し、コンテンツの拡充を進めております。コンテンツ毎の商品計画，販売計画を基に、デジタルコンテンツ以外の商品についてはデットストックをつくらない管理を徹底する方針です。またスマートデバイス利用者を対象としたデジタルコンテンツについては、パートナーが権利を有するコンテンツに当社が付加価値をつけて販売する場合に重要となる著作権管理や、電子的な決済及び回収について精通し、この分野において長年の実績のある人員（1 名）を採用してコンテンツ配信における基盤の整備を開始しております。

中古パソコン事業は、リスクフリーでの事業展開を重視し、ウェブサイトによる無料回収を核とした調達方法により事業を継続して参ります。

環境事業

ビル・メンテナンスとは建築物を対象として、主に清掃などの環境衛生業務、電気・空調・給排水などの設備管理業務、建物設備の保全業務、警備業務等であり、ビル・メンテナンス市場規模（元請金額ベース）は、3 兆 5,654 億円です。市場環境は、従来のスクラップ＆ビルドの時代からストック重視への時代へとシフトし、不動産金融市場の形成によって建築物が資産運用の対象価値としての建築物へ注目が集まるなど、近年は大きな変化がみられます。業界構造としては、大手企業による集約化が進んでいるものの、資本金 2,000 万円未満、従業員

数100名以下の企業が5割を超え地場産業の集まりであり、年商1,000億円超の企業はごくわずか、トップ企業のシェアも1～2%程度に止まっています。管理対象となる建築物は、東京圏と近畿圏の2地域で全体の5割を超えており、都市型産業であると言えます。

厳しい経済情勢の影響によりビルオーナー等の顧客のコスト意識が高まりや、建築物の新規竣工減少、価格競争激化、民間でも入札制度が広がるなど厳しさを増していますが、公共サービス施設の整備やサービスへの取り組みやプロパティ・マネジメント等、業務範囲を拡大することによる一括受注による利益確保を図る総合化戦略を取る企業が多くなっています。

当社の環境事業の環境メンテナンス事業においても、目指す方向性は、プロパティ・マネジメント事業への展開であり、当該方向性を具現化する施策として、当社グループ内にプロパティ・マネジメント領域への展開というビジョンを掲げ、環境メンテナンス事業に精通した組織を構築するため、平成25年2月28日付けにて、株式会社東環を買収し、当該事業の更なる強化、新たな領域への事業構築を図って参ります。

当社の環境事業の復興支援事業におきましては、震災や原発事故により多大な被害を被った人々や社会が、一日でも早く復興を達成できる様、惜しみなく人的及び物的支援を行っていくことを基本方針としています。復興は、「復旧期」⇒「復興街づくり期」⇒「発展期」という概ね10年単位の工程で進められる計画であるため、当社の復興支援事業も、当該工程に合わせた事業展開を行って参ります。平成25年～26年においては、復旧期が主であるため、災害瓦礫処理関連、インフラ復旧関連、除染関連という領域へ特化した事業展開を図ります。このため、平成24年10月において建設業の許可を取得し、土木施工管理技士及び建設業界経験者を採用し営業・オペレーション体制を組織し、復興支援事業を推進しております。

復興支援事業における、復興工程の「復旧期」での具体的な事業戦略は以下になります。

- 瓦礫処理、インフラ復旧、除染等の業務や請負を行う場合、建設業許可が必要不可欠であるため、土木施工管理技士の資格を保有した経験者を採用し、建設業許可を平成24年10月に取得しました。
- 新聞やニュースで報道されておりますとおり、復興に係わる人材不足が原因で復興そのものが遅れているという大きな問題となっております。このことから、人材を確保できる能力が、復興支援事業でのキー・サクセス・ファクターであると考えます。当社は、建設作業員の手配に長年の経験を有する会社と建設作業員の確保業務に関する業務委託契約を行い、案件に応じて適切な人材をスピーディに探索組織し現場へ投入するノウハウとネットワークを構築して行きます。
- 当社は、当該事業においては、平成24年5月より開始しており、建設業界での経験を有する会社と業務委託契約を行い、被災3県における大手・地場のゼネコンや復興組合とのネットワークを構築してまいりました。当該ネットワークの構築活動により、既に述べましたとおり受注実績は積み上がってきておりますので、当該活動を継続してまいります。

また、次の復興工程であります「復興街づくり期」以降におきましては、コンパクトエコタウン建設、再生可能エネルギーの普及・拡大、医療・介護の充実、復興人材の育成等が進められる過程の中で、当社におきましても、当社の原点であります IT 関連事業や環境メンテナンス事業での経験や知識を用いた復興支援事業を推進して行く計画です。

⑤資金ニーズ

当社は、次の資金ニーズを有しております。

最初に、当社は、平成25年4月末時点において約27百万円の現金預金しか保有しておらず、1ヶ月に必要とされる運転資金が約12百万円であることを考慮すると、遅くとも平成25年5月末までに資金調達を完了し、中期経営計画に沿って当社の成長戦略を実行していかなければ、収益面での改善が図れず、資金難による上場廃止リスクや倒産リスクに直面している状況であります。

第二に、収益性の改善を図り、早期黒字化の達成を目的に、当社の中期経営計画を遂行するためには、当社の元々の事業でありますリナックス事業やソリューション事業に加え、成長が見込め、既に売上計上や受注が開始しておりますモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業に係わる事業資金及び運転資金の調達が不可欠です。当該事業資金及び運転資金は、当社の新たな事業でありますモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業を中心とする事業へ投下され、将来営業利益及び営業キャッシュ・フローを生むためになされるものであります。具体的には、モバイルコンテンツ事業を展開して行く為には、コンテンツの製造等に係わる初期投資が必要であります。また、復興支援事業を展開して行く為には、顧客からの売上代金の回収が通常 3～4 ヵ月程度のサイトの手形が主となる為、その間の労務費、資材費、燃料等の運転資金が必要であります。

第三に、既に述べましたとおり、平成 24 年 12 月期末において 39 百万円、また平成 25 年 12 月期第 1 四半期末において 49 百万円の債務超過に陥っている状況であり、大証における上場廃止基準への抵触を回避するため、本年末までに、既存の株主のご心配を払拭し投資家の皆様が安心して当社へ投資できる様、事業収益をあげることや増資を実施すること等により資本増強を図り早急に当該債務超過を解消する必要がございます。

最後に、平成 24 年 12 月～平成 25 年 1 月にかけて、当面の運転資金を確保するため、既に公表いたしましたとおり平成 24 年 12 月に渡部氏より 10 百万円、平成 25 年 1 月に河﨑氏より 40 百万円を借入し運転資金に充当しましたが、平成 25 年 5 月末までに当該借入の返済が必要な状況でございます。当該借入は、主として平成 25 年末までの当社の運転資金（人件費、家賃、監査法人や弁護士事務所への支払手数料等）の支払いを行うために受けた借入になります。今回の第三者割当増資においては、一部 DES によりますが、渡部氏からの借入 10 百万円については、DES による返済を行うことにつき、当該 10 百万円の金銭債権を有する渡部氏から書面による同意を得ております。

これらの資金ニーズを満たすことは、当社の企業価値の向上を実現し、既存株主の利益の向上に繋がることと判断いたしております。逆に言いますと、当該資金ニーズを満たせない場合、上場廃止リスクや倒産リスクが顕在化することになり、株主利益の毀損へとつながります。詳細は後述する 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期に記載のとおりですが、当社の経営課題であります、（ⅰ）債務超過の解消、（ⅱ）キャッシュ・ポジションの安定化、及び（ⅲ）早期黒字化を実現し企業価値の向上を図り株主利益の向上を実現するための、本年 12 月末までの事業資金及び運転資金の確保に向け、総額約 99 百万円（差引手取額は約 84 百万円）の調達を今回の新株式及び新株予約権（MS ワラント）発行の目的としております。

⑥債務超過解消の必要性

前述いたしましたとおり、当社は、平成 24 年 12 月期末において 39 百万円の債務超過となり、平成 25 年 12 月期第 1 四半期末において 49 百万円の債務超過の状態が継続しており、早急に債務超過を解消しなければ上場廃止基準へ抵触します。上場廃止になった場合のリスクとしては、上場廃止となれば、取引先の当社に対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があるところであります。また、既存株主にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。従って、上場廃止を回避することが当社の経営維持、株主利益の保護のために不可欠な条件と考えます。また、経常損失が継続している現在の状況下においては、増資により債務超過を解消する以外に方法はないと考えます。

平成 25 年 12 月期第 1 四半期末において、49 百万円の債務超過の状態でありますが、本件増資が完了する平成 25 年 5 月 30 日時点において債務超過の状態は解消され、本日開示された「平成 25 年 12 月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表致しましたとおり、平成 25 年 12 月末時点においても解消されている見込です。

⑦資金調達の方法を選択した理由

現在までに、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直

接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達を検討してまいりましたが、当社の現状の業績により公募による資金調達は厳しい状況であります。さらに、営業キャッシュ・フローが安定的にプラスの状態になるまでの運転資金の確保を一括調達するために、第三者割当の新株式発行による資金調達を割当先と交渉してまいりました。最終的には、割当先との交渉の結果、一部の資金調達は第三者割当の新株式発行（現物出資（DES）及び金銭出資）にて行い、一部の資金調達は当社の現状の業績により割当先がリスクを低減でき、かつ、既存株主が一度に希薄化するリスクを抑える新株予約権の発行にて行うこととなりました。また、新株予約権のスキームを検討する中で、行使価額を固定にした新株予約権の発行による増資も検討いたしましたが、財務基盤の強化及び事業への投資を進める中で、将来、企業価値向上が実現される段階における希薄化の懸念を認識しております。このような状況に加え、当社が確実にタイムリーな資金を調達して行くためには、現時点では、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みである行使価額修正条項付新株予約権（MS ワラント）の発行による資金調達が最も有効かつ確実であると判断しております。

⑧本第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行リスク並びに特徴

本新株式の発行に関するリスク情報について

（ア）新株式の失権リスク

株価及び割当先の環境変化等の状況により、本新株式が失権した場合、当社は事業資金の確保ができず、当社の事業運営に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は割当先より引受けに係る払込を行うことに関しては、預金通帳等の写しを受領し、引受金額に対して相応な払込可能残高があることを確認し、割当先の資金力を確認しております。

（イ）株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は57,471株となります。これは本日現在の当社の発行済株式数652,733株に対し、8.8%に相当します。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。しかしながら、本新株式の発行により調達した資金は、当社の中期経営計画に沿って、収益の改善化及び財務体質の強化に使用し当社の企業価値を向上させるため、将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。

（ウ）株主構成変動のリスク

本新株式発行により新たに大株主の異動が生じると共に、大株主構成に変動が生じます。今回の第三者割当増資により、今回の割当先であります渡部氏（平成24年12月末時点での保有分7,750株を含む。）及び河﨑氏が当社議決権の9.2%を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つ可能性があります。しかしながら、両氏は全く関係がないため、これら議決権を共同で行使することはない、という口頭での確認をしております。

本新株予約権に関するリスク情報について

（ア）　新株予約権の行使が予定通り進まないリスク

割当先は、本新株予約権の行使につき、前向きな姿勢でありますが、万一割当先の資金手配が何らかの要因で予定通り行われなかった場合には、本新株予約権の行使が行われない又は予定通りに行使が進まないリスクがあります。なお、当社は、割当先より預金通帳等の写しを受領しており、引受けに係る払込額相当の残高を有することを確認しております。また、当社株価が下限行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。このような状況となった場合には、十分な資金調達ができず、当社の事業計画に影響する可能性があります。このような事象が発生するリスクに備え、十分な資金調達を行えなかった場合の経営戦略を予め準備し、かつ緊急な資金の要望に応じて頂ける新たな投資家とのリレーション構築を行い、調達リスクを低減いたします。

（イ）　株主価値の希薄化リスク

本新株予約権が全て行使された場合の新株式の最大増加数は102,900株となります。これは本日現在の発行済株式数652,733株に対し、15.8%に相当します。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。しかしながら、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金は、当社の中期経営計画に沿って、収益の改善化及び財務体質の強化に使用し当社の企業価値を向上させるため、

将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。
（ウ） 株主構成変動のリスク
本新株予約権は全て行使された場合、本新株式発行により新たに大株主の異動が生じると共に、大株主構成に変動が生じます。今回の第三者割当増資により、今回の割当先であります山田氏及び渡部氏（平成24年12月末時点での保有分7,750株及び本新株式11,494株を含む。）が当社議決権の37.0％を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つ可能性があります。しかしながら、両氏は全く関係がないため、これら議決権を共同で行使することはない、という口頭での確認をしております。

本新株予約権の特徴
（ア）行使価額
本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の株価終値の107.5％と、時価より高く設定されております。
（イ）行使価額の修正
本新株予約権は行使価額が修正されますが、下方だけではなく、上方にも修正されます。行使価額の修正は、毎週金曜日を決定日としており、決定日の株価終値の90％に修正されます。
（ウ）行使価額の修正範囲
本新株予約権の行使価額の修正に関しては、上限行使価額と下限行使価額を設定しております。上限行使価額は、当初行使価額の150％としております。他方、下限行使価額は、当初行使価額の50％としております。これにより、上限値の設定と同様に当社株式の希薄化の進行を防止する効果があります。
（エ）取得条項（Any Time Call）
将来的に資金調達ニーズが後退した場合又はより有効な他の資金調達方法が確保された場合、当社取締役会の承認を得て、2週間前の事前通知により、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、柔軟な資金調達手段を確保することができます。
（オ）行使停止期間
本新株予約権者に10営業日前に書面で通知する事により、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができ、この指定可能期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までとなっております。この、行使停止期間の指定は、未行使の本新株予約権の全部または一部に対して可能であり、行使停止期間の長さに制限はありません。つきましては、例えば当社が他の資金調達手段を具体的に検討している期間に行使を停止させたり、一定以上の希薄化が生じたと当社が判断した場合は行使を停止させたり等、当社の事情により、本新株予約権の行使に制限を設けることが可能です。つきましては、上記（エ）同様に、柔軟な資金調達手段を確保することができます。
（オ）行使促進条項
行使価額が時価（大証における当社普通株式の普通取引の取引値をいいます。）を上回っている場合は、当社の依頼により、割当先は、本新株予約権の発行要項及び総額買受契約証書の規定に反しない範囲で本新株予約権の行使を促進いたします。これにより、当社の資金需要に応じた確実な調達が可能になります。

⑨渡部氏が当社に対して保有する金銭債権を本件増資時に現物出資（デット・エクイティ・スワップ）するに至った経緯
本新株式発行において、発行価額の総額は約50百万円ですが、内約10百万円は渡部氏が当社に対し保有する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方式によります。

当該現物出資を本件増資時に行うに至った経緯は以下になります。

当社は、平成24年11月中旬、当社のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社ジャパンキャピタル（以下「ジャパンキャピタル」という。）より、当社の資金調達先候補として渡部氏のご紹介を受けた際、渡部氏に対して、当社の平成24年12月期第3四半期決算短信を用いて当社の事業概要及び財務状況並びに資金需要につ

いて説明し、当面の運転資金について借り入れることを交渉し、協議の結果、将来の営業利益を返済原資とすることで、返済期日平成 25 年 3 月 31 日、金利 5%という条件で、平成 24 年 12 月 20 付にて、金銭消費貸借契約を締結し、10 百万円の借入れを実行しました。

当社は、平成 25 年 3 月上旬より、渡部氏と返済に関する交渉を開始しました。借入れ時、当社は、モバイルコンテンツ事業及び復興支援事業においていくつかの案件の受注が見込めていたので、主として当該案件の営業利益からの返済を想定していました。その後、見込み通りの受注を獲得したものの、案件の受注及び開始時期が当初想定していた時期から遅れた関係で、平成 25 年 3 月末までに返済原資となりうる十分な営業利益の計上へとは至りませんでした。その為、平成 25 年 3 月 31 日までに返済することが難しくなったことを渡部氏へ説明し、返済日を平成 25 年 3 月 31 日から 5 月 31 日とする返済日変更の依頼を行い、渡部氏より当該変更について了承を得ました。また、渡部氏は、当社の割当先としての条件（「当社の経営環境、経営課題、経営戦略等に対しての理解」、「純投資かつ長期保有という投資方針」、「当社の経営の独立性の担保」）を満たしていることから、当社は、渡部氏に対して、保有する金銭債権の現物出資により借入れ返済の手段とする可能性を相談したところ、渡部氏より了承をいただき、今回のデット・エクイティ・スワップの実施に至りました。

⑩河崎氏が当社に対して保有する金銭債権を本件増資時に現物出資（デット・エクイティ・スワップ）しない理由

当社は、平成 25 年 1 月上旬、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるジャパンキャピタルより、当社の資金調達先候補として河崎氏のご紹介を受けた際、河崎氏に対して、当社の平成 24 年 12 月期第 3 四半期決算短信を用いて当社の事業概要及び財務状況並びに資金需要について説明し、当面の運転資金について借り入れることを交渉し、協議の結果、将来の営業利益を返済原資とすることで、返済期日平成 25 年 5 月 31 日、金利 5%という条件で、平成 25 年 1 月 28 日付にて、金銭消費貸借契約を締結し、40 百万円の借入れを実行しました。

当社は、平成 25 年 3 月上旬より、河崎氏と返済に関する交渉を開始しました。借入れ時、当社は、モバイルコンテンツ事業及び復興支援事業においていくつかの案件の受注が見込めていたので、主として当該案件の営業利益からの返済を想定していました。その後、見込み通りどおりの受注を獲得したものの、案件の受注及び開始時期が当初想定していた時期から遅れた関係で、返済原資となりうる営業利益の計上も遅れることが想定されたため、渡部氏より金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）について応諾する旨の回答を得た後、河崎氏に対しても渡部氏と同様の相談を行いました。しかしながら、河崎氏より、肯定的な回答を得られなかった為、河崎氏に対して、金銭出資による新株式の引受に応じていただき、これを返済原資にしたい旨を申し出たところ、河崎氏より金銭出資による本新株式の引受及び当該出資を借入れの返済原資とすることについて了承をいただきました。

⑪行使価額修正条項付新株予約権（MS ワラント）を選択した理由

当社グループは、「①当社の現状」に記載いたしましたとおり、平成 18 年 12 月期より 7 期連続して営業損失を計上しており、営業キャッシュ・フローがマイナスの状態が継続しております。また、当該状況により、平成 19 年 12 月期以降におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、平成 24 年 12 月末において債務超過の状況になっております。

このような状況を解消するため、IT 関連事業及び環境事業の両事業を核とした「成長戦略」の推進により収益性の改善を図ること、及び資本の増強によりキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図ることが急務であると考えており、その為に事業資金及び運転資金の調達が必要不可欠となっております。

資金調達方法を検討するにあたり、当社の事業概要・事業戦略を理解していただけるファイナンスの相手先となり得る事業会社等、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。そのような状況の中、本新株予約権の割当先は当社の事業戦略等を理解していただいた上で、既存株式価値の希薄化懸念による株価インパクトや既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、本新株予約権の発行という方法でご提案いただきまし

た。

本新株予約権による資金調達を選択するにあたり、次のような事項を重視いたしました。
（ア）一度に 49 百万円相当の資金調達を目指すのではなく、新株予約権を発行し、今後の財務体質の強化、成長戦略の進捗状況等を勘案した上で、当社の判断により機動的、弾力的な資金調達が可能な方法であること
（イ）当社の経営に介入する意思がないこと
（ウ）当社の取締役会決議により、何時でも発行価額相当額で取得でき、当社の指定により行使停止期間を設けることができる仕組みを備えていること
（エ）行使が促進される仕組みが備えられ、当社の資金需要に応じた調達が可能なこと
（オ）将来、当社株価が上昇した際、希薄化の影響が少ないこと

また、本新株予約権は、行使価額修正条項付（MS ワラント）となっておりますが、固定型の新株予約権ではなく、行使価額修正条項付とした理由は次のようになります。固定型の新株予約権の場合は、（ｉ）株価が上昇局面では行使が促進されますが一気に行使されることにより希薄化が急激に生じる可能性があること、（ⅱ）株価の下落局面では促進されない可能性があること、というデメリットを持っております。一方、行使価額修正条項付の新株予約権の場合は、行使価額が時価に応じて修正されること及び本新株予約権は下方のみならず上方にも行使されますので、（ｉ）コンスタントに行使が行われやすいこと、（ⅱ）株価水準に関わらず行使が行われやすいこと、という固定型新株予約権のデメリットを克服する事が可能です。つまり行使をコンスタントかつ確実にするためにも、市場に連動した行使価額修正条項付新株予約権を発行することといたしました。とりわけ、本新株予約権は行使価額が修正されるため時価と行使価額の乖離が一定程度に保たれること、及び当社の要請による行使停止期間を設けることが可能である為、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑えることが可能な仕組みとなっております。

その結果、次号に示す本新株予約権の特徴は当社のニーズを満たすものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、本新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、当社は、本新株予約権の割当先に対して、MSCB 等の発行に係る遵守事項について説明し、当該事項についてご理解いただいております。

次に、本新株予約権が本件増資の手段として、行使価額を固定した新株予約権（以下「通常新株予約権」という。）、新株式による資金調達よりも合理的であることを、既存株主、投資家、当社の事情や状況を勘案して、以下のマトリックスにより示します。

	本新株予約権	通常新株予約権	新株式
既存株主			
希薄化の影響は少なくしたい。	株価の上昇局面での希薄化抑制（○） 希薄化が段階的進む（△） 株価の下降局面での希薄化懸念（×）	株価の上昇局面での希薄化懸念（×）	一度に希薄化が進む（×）
収益性の改善を図り株価向上を実現したい。	行使価額が株価に応じて変動することから、事業資金を確保でき、収益改善を目指した成長戦略が実施できる（○）	株価＜行使価額の場合、事業資金の確保が困難になり、収益改善を目指した成長戦略が実施できない可能性（×）	失権リスクが潜在することから、収益改善を目指した成長戦略が実施できない可能性（×） 増資が実行された場合、事業資金を予め確保できる（○）
投資家			

株価の下落リスクは被いたくない。	行使価額が株価に応じて変動することから、下落リスクは被いにくい（○）	行使価額が株価を上回っている状況では、行使できないので、下落リスクは被いにくい（○）	株式が割当られた以降に、株価が下降する場合、下落リスクを被う（×）
計画に沿った収益の計上を行って欲しい。	行使が進む設計になっていることから、収益計上をもたらす事業資金及び運転資金の確保が可能（○）	行使価額が株価を上回っている状況では、行使できないので、収益計上をもたらす投資が困難になる可能性（×）	失権リスクが潜在することから、収益計上をもたらす投資が困難になる可能性（×） 増資が実行された場合、収益計上をもたらす事業資金及び運転資金を予め確保できる（○）
当社			
成長戦略の実施の為、計画に沿って、タイムリーかつ確実に調達したい。	行使が進む設計になっているので、タイムリーかつ確実に調達が可能（○）	行使価額が株価を上回っている状況では、行使が進まないので、タイムリーかつ確実な調達が出来ない可能性がある（×）	失権リスクが顕在化しなければ、必要な事業資金は確保出来るが、失権リスクの顕在化は否定できない（△）
将来、より有利な資金調達が可能になる場合に備えたい。	行使制限や取得条項が付帯されているので、将来より有利な調達手段が出来た時には、発動できる（○）	行使制限や取得条項が付帯されているので、将来より有利な調達手段が出来た時には、発動できる（○）	発行が完了すると、より有利な調達手段への切り替えは不可能（×）

⑫本新株予約権の下限行使価額が、当社株式時価を上回り、本新株予約権の行使が進まない場合のリスク及び当該リスクへの対策

本新株予約権は行使価額修正条項付になり、時価の水準に係わらず、行使が進む仕組みになっております。しかしながら、行使価額の修正には下限が設定されており、仮に時価が当該下限行使価額を下回る状況になった場合、行使が進まない可能性があります。この場合、当社の IT 関連事業及び環境事業を軸にした成長戦略を実施出来ない可能性が生じ、特に本新株予約権の発行及び行使により調達する資金を事業資金として投入するモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業の運営に支障が発生します。モバイルコンテンツ事業及び復興支援事業における平成 25 年 12 月期の売上及び売上総利益は、当社全体の売上の 60%超、売上総利益の約 50%を占める程度を見込んでおり、当該支障の発生は、当社の収益獲得機会の損失となり、当社の企業価値向上の実現へ更に時間を要すことへ繋がり、株主利益の維持・向上が進まないという最大の不利益が生じることになります。当社といたしましては、当該株主利益の維持・向上が進まないという最大の不利益を生じさせない為にも、モバイルコンテンツ事業及び復興支援事業に必要な事業資金を確保するため、以下対策を講じております。

（ア）本新株予約権の割当先である渡部氏より、平成 25 年 6 月～7 月、当社株式の時価が下限行使価額を下回る場合においても、少なくとも 8 百万円相当額は行使することの確約書を受領しております。当該行使額は、復興支援事業の事業資金として充当する予定であります。

（イ）本新株予約権の割当先である山田氏より、平成 25 年 6 月～7 月、当社株式の時価が下限行使価額を下回る場合においても、少なくとも 12 百万円相当額は行使することの確約書を受領しております。当該行使額は、復興支援事業の事業資金として充当する予定であります。上記（ア）と合算すると 20 百万円になりますが、不足する分については、更に経営合理化を図ることで捻出してまいります。

（ウ）モバイルコンテンツ事業の運営会社である当社 100%子会社のプラスワン株式会社（以下「プラスワン」という。）とプラスワン代表取締役尾端友成（以下「尾端」という。）との間で、20 百万円の融資枠設定契約を締結する予定であり、本新株予約権の行使が進まない場合、当該融資枠よりモバイルコンテンツ事業の事業資金を確保する予定であります。

上記対策を講じることで、本新株予約権の行使が進まない場合においても、成長性と収益性の見込めるモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業への事業資金の投入に支障がない様、リスクヘッジを行い、株主利益の維持・向上へマイナスの影響がない様図ってまいります。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

【本新株式】

新株式発行による調達額（注 1）	金 49,999,770 円
発行諸費用（注 2）	金 175,000 円
DES による新株式発行額	金 9,999,780 円
新株式発行による差引手取概算額	金 39,824,990 円

注 1：本新株式発行による調達額について、現物出資（DES）9,999,780 円及び金銭出資 39,999,990 円の合計になり、現実の払込は 39,999,990 円になります。

注 2：発行諸費用は、登記費用 175,000 円になります。

【本新株予約権】

新株予約権発行による調達額	金 411,600 円
新株予約権行使による調達額	金 49,000,000 円
発行諸費用（注 1）	金 5,616,160 円
新株予約権発行による差引手取概算額	金 43,795,440 円

注 1：発行諸費用には、登記費用 175,000 円、ジャパンキャピタルに対するアドバイザリー報酬 4,941,160 円、新株予約権価格算定費用 500,000 円が含まれます。

（２）調達する資金の具体的な使途

【本新株式】

	具体的な使途 （具体的な使途は、DES による新株式発行額及び差引手取概算額の合計を基準に記載しております。）	金　額（百万円）	支出予定時期
①	DES による新株式発行額 （渡部氏からの借入金は運転資金へ充当）	約 10 百万円	平成 25 年 1 月～4 月
②	河﨑氏への借入金返済	約 40 百万円	平成 25 年 5 月
	合計金額	約 40 百万円	

当社は、本件増資により調達する手取金につきましては、借入金返済用資金として充当する予定であります。なお、調達された資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

【本新株予約権】

	具体的な使途 （具体的な使途は、差引手取概算額のうちの実際手取概算額を基準に記載しております。）	金　額（百万円）	支出予定時期
①	モバイルコンテンツ事業におけるコンテンツ製造費用	約 20 百万円	
	コンテンツ配信における基盤の整備（開発費）費用	約 5 百万円	平成 25 年 6～9 月
	コンテンツ製造、仕入費用	約 15 百万円	平成 25 年 6～12 月
②	復興支援事業における工事労務費等経費	約 24 百万円	
	現場作業員労務費	約 16 百万円	平成 25 年 6～12 月
	資材費	約 4 百万円	平成 25 年 6～12 月
	燃料費その他	約 4 百万円	平成 25 年 6～12 月
	合計金額	約 44 百万円	

当社は、本件増資により調達する手取金につきましては、重点的に、モバイルコンテンツ事業及び復興支援事業に対する事業資金及び運転資金として充当する予定であります。なお、調達された資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

４．調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび、調達する資金をコンテンツ事業及び復興支援事業に対する事業資金及び運転資金に重点的に充当し、収益性の向上による早期での業績回復及び財務体質の大幅な強化を行い、当社の課題であります、（ｉ）債務超過の解消、（ⅱ）キャッシュ・ポジションの安定化、及び（ⅲ）早期黒字化の実現を図ることが、中長期的に株主価値を向上させる唯一の策であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【本新株式】

発行価額につきましては、今回の増資による新株式発行に関する取締役会決議日の前日（平成 25 年 5 月 14 日）の大証における当社普通株式の終値（902 円）を参考にして、870 円（ディスカウント率 3.5%）といたしました。発行価額は、発行決議日の直前営業日から遡る直近 1 ヵ月の当社株式の終値の単純平均株価 746 円に対して 16.6%のプレミアム、発行決議日の直前営業日から遡る直近 3 ヵ月の当社株式の終値の単純平均株価 709 円に対して 22.7%のプレミアム、発行決議日の直前営業日から遡る直近 6 ヵ月の当社株式の終値の単純平均株価 644 円に対して 35.1%のプレミアムとなっております。発行決議日の直前営業日の終値を発行価額として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、かかる特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であると判断したからであります。なお、発行決議日の直前営業日の終値より 3.5%ディスカウントした理由は、当社の株式は、直近 6 カ月間で 1 株あたり 360 円から 862 円で推移しており、上下の変動幅が大きく推移しております。また、当社は継続企業の前提に重要な疑義が存在する財務状況に加えて、平成 24 年 12 月期末において 39 百万円の債務超過の状況に陥りました。この様に、割当先は、当社株式の株価下落リスクに加え、債務超過状況を解消できないことによる上場廃止リスクを負うことになります。これら割当先が負うことになるリスク等を勘案しまして、割当先と協議の上、決定いたしました。なお、当該発行価額が割当先に特に有利ではないことに係る適法性に関する意見として、当社の全監査役（全て社外監査役）より、「平成 25 年 5 月 15 日開催のターボリナックス HD 株式会社（以下、「TLHD」といいます。）取締役会において発行決議された第三者割当による新株式の発行価額は、算定根拠となった市場価格が発行決議の直前営業日の終値であって、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案しても、直前の市場価格が当社の現在の株式価値を客観的に示していると考えられること、また、発行価額について発行決議の直前営業日の価額に 0.9 を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであることから、かかる算定根拠には合理性があり、特に有利な発行価額には該当しないと考えます。」という意見を受領しております。

【本新株予約権】

本新株予約権の発行価額につきましては、東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社に算定を依頼し、第 13 回行使価額修正条項付新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条

件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、その前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は合理的であることから有利発行に当たらないと判断し、第13回行使価額修正条項付新株予約権1個の払込金額を金84円といたしました。当初行使価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、本新株予約権の発行を決定する取締役会決議日の前日（平成25年5月14日）の大証における当社普通株式の普通取引の終値の107.5%としております。会社法においては、行使価額は1円以上であれば幾らでも可能ですが、当初行使価額は時価の107.5%といたしました。また、修正後の行使価額は毎週金曜日の株価終値の90%となりますが、下落時のみ修正される仕組みではなく、上昇時も修正される仕組みとなっており、常に時価を基準とした行使価額となります。なお、発行価額及び行使価額に関しましては、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される上で、公正に算出されており、有利な発行ではなく、合理的であると判断しております。また、当社の全監査役（いずれも社外監査役）から、「新株予約権の発行価額については、外部の当社との取引関係のない独立した第三者の専門会社に算定を依頼し、実務上の手法として確立されているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定されたものであり、特に不当と思われる内容が見当たらず、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと考えます。」という意見書を受領しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株式及び新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式の合計は160.371株であり、当社発行済株式総数652,733株の24.5%に相当いたします。この第三者割当による新株式発行が実施され、新株予約権が全て行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。よって既存株主様におかれましては、新株式の発行が実施され、新株予約権が行使された直後は、一時的に希薄化が生じます。しかし、当該第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行は、安定的な企業存続を実現するために、モバイルコンテンツ事業及び復興支援事業の事業資金及び運転資金の確保を行うことで、収益の改善を実現し、当社グループの安定した財務状況を維持することに寄与するものと考えております。また今回の資金調達においては、過大なものではなく、当社の安定的な企業存続に資するものと判断し、結果として既存株主の利益保護に繋がるものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断しております。

６．割当先の選定理由等

（１）割当先の概要

【本新株式】

①渡部氏

（１）	氏名	渡部秀一
（２）	住所	東京都福生市
（３）	職業の内容	
	名称及び肩書	渡部会計事務所　代表
	所在地	東京都文京区
	事業の内容	会計事務所
（４）	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、平成24年12月末において、当社株式7,750株保有し、持株比率1.19%の当社の株主であります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、本日現在、総額10,000,000円の金銭債権を有しております。
（５）	割当株式数	普通株式　11,494株

②河﨑氏

（１）	氏名	河﨑幽子
（２）	住所	福岡県大牟田市
（３）	職業の内容	

	名称及び肩書	無職
	所在地	－
	事業の内容	－
（４）	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、本日現在、総額 40,000,000 円の金銭債権を有しております。
（５）	割当株式数	普通株式　45,977 株

新株予約権

①山田氏

（１）	氏名	山田至人
（２）	住所	東京都大田区
（３）	職業の内容	
	名称及び肩書	山田医院　院長
	所在地	東京都大田区羽田 2-22-2
	事業の内容	内科医院
（４）	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、平成 24 年 12 月末において、当社株式 179,003 株保有し、持株比率 27.42％の当社の筆頭株主であります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
（５）	割当個数	2,940 個

②渡部氏

（１）	氏名	渡部秀一
（２）	住所	東京都福生市
（３）	職業の内容	
	名称及び肩書	渡部会計事務所　代表
	所在地	東京都文京区
	事業の内容	会計事務所
（４）	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、平成 24 年 12 月末において、当社株式 7,750 株保有し、持株比率 1.19％の当社の株主であります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、本日現在、総額 10,000,000 円の金銭債権を有しております。
（５）	割当個数	1,960 個

なお、当該割当先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を大証に提出しております。

（２）割当先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります、（ⅰ）債務超過の解消、（ⅱ）キャッシュ・ポジションの安定化、及び（ⅲ）早期黒字化の実現に向け、財務体質の改善、経営基盤の強化、将来収益源泉の獲得を図っていくことが、当社の果た

すべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、現在までに、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達を検討してまいりましたが、当社の現状の業績により公募による資金調達は厳しい状況であります。さらに、営業キャッシュ・フローが安定的にプラスの状態になるまでの運転資金の確保を一括調達するために、第三者割当の新株式発行による資金調達を割当先と交渉してまいりました。最終的には、割当先との交渉の結果、一部の資金調達は第三者割当の新株式発行（現物出資（DES）及び金銭出資）にて行い、一部の資金調達は当社の現状の業績により割当先がリスクを低減できる新株予約権の発行にて行うこととなりました。また、新株予約権のスキームを検討する中で、行使価額を固定にした新株予約権の発行による増資も検討いたしましたが、財務基盤の強化及び事業への投資を進める中で、将来、企業価値向上が実現される段階における希薄化の懸念を認識しております。このような状況の中、当社グループが確実にタイムリーな資金を調達して行くためには、現時点では、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みである行使価額修正条項付新株予約権（MS ワラント）の発行による資金調達が最も有効かつ確実であると判断しております。最終的には、当社の経営環境、経営課題及び経営戦略等を理解していただける候補先に対して第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行うことを検討してまいりました。今回の割当先については、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、当社の経営方針・経営計画に理解を示していただける投資家の紹介を当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますジャパンキャピタルへ平成 24 年 11 月頃依頼し、当初は融資か投資か手段に関係なく資金調達先として、平成 24 年 12 月頃より紹介を受け、融資を受けるに至りました。その後、返済方法を協議する中、融資先が当社の投資家としての条件（「当社の経営環境、経営課題、経営戦略等に対しての理解」、「純投資かつ長期保有という投資方針」、「当社の経営の独立性の担保」）を備えていたので、返済に代えて当社の増資の引受に関して協議を重ね、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける割当先として選定いたしました。

なお、割当先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先等が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社企業情報センター（所在地：大阪府大阪市天王寺区生玉前町 1 番 26 号）に調査を依頼いたしました。その結果、割当先等すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。また、当該調査に加え、警察署へ照会を行い、割当先等すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。

①渡部氏及び河﨑氏

当社の経営環境、経営課題、経営戦略等を理解していただき、ご協力いただけるという視点から、パートナーの選定を主眼に複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の展開について賛同いただける先を模索してまいりました。当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますジャパンキャピタルより渡部氏及び河﨑氏の紹介を受け、当社との協議の過程で、当社の経営環境、経営課題、経営戦略等を理解していただき、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がないことを確認し、割当先として選定したものであります。

渡部氏は、東京都文京区において渡部会計事務所を経営しており、社会的地位も有しております。渡部氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

河﨑氏は、現在は退職して無職でありますが、平成 19 年 4 月まで医療法人洗心会の理事でありましたことから、社会的地位を有しております。河﨑氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

②山田氏

山田氏は、平成 23 年 6 月 24 日付及び平成 23 年 12 月 28 日付に第三者割当による新株式を引受けていただいた主要株主である筆頭株主であります。当社との協議の過程で、当社の経営環境、経営課題、成長戦略等を理解

していただき、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がないことを確認し、割当先として選定したものであります。山田氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

③経営判断基準等

渡部氏、河﨑氏及び山田氏を割当先として選定するにあたっては、過去に行った第三者割当増資に関する適時開示につき、修正する事案が発生したため、当該事案の発生経緯、原因分析及び再発防止策等を載せた「改善報告書」を、平成 23 年 5 月 13 日付けにて株式会社大阪証券取引所宛に提出いたしましたが、当該報告書に載せてありますとおり、当社は第三者割当増資を行う際、割当先を選定する基準等の経営判断基準（以下、「本経営判断基準」といいます。）を整備いたしました。今回の割当先を選定及び本件増資決議にあたり、本経営判断基準に則った経営判断を行いました。

【割当先選定基準】

（ア）当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけたか？

→　当社代表取締役より説明を実施し、会議録を作成しております。また、当社の経営方針・経営計画に対して理解した旨を口頭により確認しております。

（イ）当社経営の継続性が確保されるか？

→　純投資目的かつ当社の経営への介入意思がない旨の確約書を受領しております。

（ウ）割当先の投資意図・投資方針が当社経営方針等に沿っているか？

→　純投資目的かつ当社の経営への介入意思がない旨の確約書を受領しております。

（エ）高い遵法意識を有しているか？

→　法令遵守に対する確約書を受領しております。

（オ）当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？

→　当社常勤取締役と割当先と間にて直接的に交渉してまいりました。

（カ）払込に必要十分な資金を有していることが確認できたか？

→　通帳等のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。

（キ）反社会的勢力との一切の関わりがないか？

→　第三者機関より調査報告書を入手し確認しております。かつ、割当先より反社会的勢力との関わり等ない旨の確約書を受領しております。

（ク）割当先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？

→　該当事項なし。

（ケ）割当先は、割当日より 2 年間の間に、株式譲渡した場合、その旨を遅延なく報告することを確約しているか？

→　本新株式の割当先より、遅延なく譲渡報告を行う旨の確約書を受領しております。「遅延なく」とは「譲渡当日」を意味する旨を説明しご理解いただいております。

（コ）割当先は、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を確約しているか？

→　本新株式の割当先より、最低限 1 年以上の中長期の保有方針である旨の確約書を受領しております。

（サ）割当先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？

→　当該面談は終了し、全常勤取締役より、懸念事項等ない旨の報告を受けております。

（シ）割当先は、資金の出所を証明する書類の必要性を十分理解して積極的に提供してくれたか？

→　全割当先について、流動資産の明細や預金・貯金通帳等のコピーを取得し、本新株式の引受及び本新株予約権の引受に必要な資金を有していること、かつ当該資金の出所については全額自己資金である旨を確認しております。

（ス）割当先の選定にあたり、反社会的勢力に関係していないかの調査を行い、疑義がないことを確認したか？

→　第三者機関より調査報告書を入手し、すべての割当先について犯罪歴、反社会歴に該当がない旨を確認しております。

（セ）フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？

→　ジャパンキャピタルをアドバイザーとして採用し、調達額に応じた成功報酬を払う契約になっておりますが、報酬額は妥当と判断しております。

（ソ）フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と割当先との関係は理解しているか？

→　ジャパンキャピタルと割当先の関係は、直接連絡をとって、割当先よりジャパンキャピタルの代表取締役三谷氏と知人であることを確認しております。

【経営判断基準】

（ア）割当先や買収相手先の選定基準を満たしているか？

→　割当先選定基準を全て満たしております。

（イ）割当先や買収相手先より、当社が要求する資料等の提供を受けたか？不備はないか？

→　必要な資料等は全て受領いたしました。

（ウ）割当先は当社の経営に介入する意図を持っていないか？

→　割当先は純投資目的であり、割当先は当社の経営への介入意思は持っておりません。当該事項に関する確約書を受領しております。

（エ）割当先や買収相手先及び全常勤取締役との面談は終了したか？

→　終了し、懸念等ない旨の報告を受けております。

（オ）全常勤取締役との面談後、懸念点等は存在しないか？

→　懸念等ない旨の報告を受けております。

（カ）第三者調査機関より、割当先や契約相手先の属性等に関する調査報告書の提供を受けたか？

→　第三者機関より調査報告書を入手し、すべての割当先について犯罪歴、反社会歴に該当がない旨を確認しております。

（キ）リスク管理は適切に行われているか？

→　本資金調達の最大の目的は、債務超過を解消し、上場廃止基準への抵触を回避することであるため、リスクは、想定していない多額な損失等が発生し、債務超過を解消できない恐れがあることであります。当社は、このリスクをヘッジするため、徹底したコスト管理により収益の改善を図ります。

（ク）契約書は、顧問弁護士によりチェックを受けたか？

→　該当事項なし。

（ケ）株式等財産の評価は、第三者機関により算定されたか？

→　該当事項なし。

（コ）買収の場合、買収相手先の中長期事業計画を取得しているか？

→　該当事項なし。

（サ）株式交換やM&A等の場合、株式割当先は反社会的勢力と一切関係がないか？

→　該当事項なし。

（シ）株式交換やM&A等の場合、株式割当先の保有方針は中長期保有か？

→　該当事項なし。

（ス）不適当合併等に認定されないか？

→　該当事項なし。

（３）割当先の保有方針

【本新株式】

①渡部氏

当社は、渡部氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限１年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社取締役辞任後、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、渡部氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手しております。

②河﨑氏

当社は、河﨑氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社取締役辞任後、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、河﨑氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手しております。

【本新株予約権】

①山田氏及び渡部氏

本新株予約権については、当社取締役会の承認を得ることなく譲渡することはできません。また、山田氏及び河﨑氏は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社は山田氏及び渡部氏と締結した買受契約において、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である条項を入れております。なお、当社と割当先は、大証の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同規則の取扱い2（1）乃至（6）並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係わる行使をすることができない旨を当社と割当先の間で締結する買受契約において定めています。

（４）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①渡部氏

当社は、渡部氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭債権金10百万円による現物出資の方法であり、渡部氏より現物出資に同意する旨を書面により確認しております。なお、当該借入金の資金につきましては、預金通帳のコピーを確認し、自己資金である旨の確約書を受領して確認しております。

また、本新株予約権の引受及び行使については、投資信託等流動性の高い資産の残高明細を取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

②河﨑氏

当社は、河﨑氏の払込に要する財産の存在につきまして、投資信託等流動性の高い資産の残高明細を取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

③山田氏

当社は、山田氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株予約権の引受及び行使については、投資信託等流動性の高い資産の残高明細を取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

（5）株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

７．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 12 月 31 日現在）		新株式募集後	
山田至人	27.42%	山田至人	25.20%
霜田静志	7.71%	霜田静志	7.08%
加藤信子	4.94%	川﨑幽子	6.47%
中武賢臣	4.94%	加藤信子	4.54%
中山隆之	4.94%	中武賢臣	4.54%
福井義高	2.50%	中山隆之	4.54%
齊藤孝	2.33%	渡部秀一	2.71%
アーク株式会社	1.53%	福井義高	2.30%
佐々木英世	1.47%	齊藤孝	2.14%
安田勝	1.41%	アーク株式会社	1.41%

（注）

１．持株比率は少数第 3 位以下を四捨五入しております。

２．募集前の大株主構成及び持株比率は、平成 24 年 12 月 31 日時点の株主名簿をもとに作成しております。

３．新株式募集後の大株主構成及び持株比率は、平成 24 年 12 月 31 日時点の株主名簿をもとに本第三者割当による新株式発行による増加株式数 57,471 株を合算した 710,204 株にて作成しております。

４．今回の割当先以外の株主（募集前からの株主）の比率については、平成 24 年 12 月 31 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります

５．今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先に保有されます。今後割当先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

８．今後の見通し

現在のところ、平成 25 年 2 月 28 日に公表いたしました平成 25 年 12 月期の決算の業績見通しに変更はありません。今後、業績見通しに変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

○　企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25％未満であること、②支配株主の異動を伴うもではないこと（新株予約権又は取得請求すべてが権利行使された場合であっも、支配株主の異動が見込まれるものでないこと）から、取引所の定める有価証券上場規程 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近３年間の業績（連結）　（単位：千円）

決算期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
売上高	426,833	66,050	107,066
営業利益	△368,302	△170,558	△95,110
経常利益	△437,172	△153,689	△95,533
当期純利益	△667,403	△183,790	△61,276
1株当たり当期純利益（円）	△3,636.74	△738.92	△93.88
1株当たり配当金（円）	－	－	－
1株当たり純資産（円）	△523.88	34.26	△59.62

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 5 月 13 日現在）

種　　類	株　　式　　数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	普通株式　　652,733 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	－	－
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	－	－

（注）本日時点において、潜在する株式はございません。

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況　（単位：円）

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
始　　値	7,000	1,910	1,141
高　　値	8,710	2,128	1,505
安　　値	1,276	800	360
終　　値	1,990	1,141	520

②　最近６か月間の状況（単位：円）

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
始　　値	424	450	520	530	611	780
高　　値	547	862	597	840	860	830
安　　値	360	439	490	487	597	656
終　　値	446	520	526	660	803	717

③　発行決議日前日における株価（単位：円）

	平成 25 年 5 月 14 日現在
始　　値	788
高　　値	903
安　　値	754
終　　値	902

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①　第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成 23 年 12 月 28 日
調達資金の額	199,999,600 円
募集時点における発行済株式数	普通株式　　330,153 株
当該増資による発行株式数	普通株式　　322,580 株
募集後における発行済株式総数	普通株式　　652,733 株
割当先	山田至人、木下文信、中武賢臣、加藤信子、中山隆之、アーク株式会社

当初の資金使途	運転資金及び事務所移転費用等
支出予定時期	平成 23 年 12 月～平成 24 年 5 月
現時点における充当状況	運転資金及び事務所移転費用等

② 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成 23 年 12 月 28 日
調達資金の額	19,999,960 円
募集時点における発行済株式数	普通株式 297,895 株
当該増資による発行株式数	普通株式 32,258 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 330,153 株
割当先	福井義高等
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成 23 年 9～12 月
現時点における充当状況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

③ 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成 23 年 6 月 24 日
調達資金の額	30,062,500 円
募集時点における発行済株式数	普通株式 265,395 株
当該増資による発行株式数	普通株式 32,500 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 297,895 株
割当先	田中克治
当初の資金使途	運転資金及び事務所移転費用等
支出予定時期	平成 23 年 6～7 月
現時点における充当状況	運転資金及び事務所移転費用等

④ 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成 23 年 6 月 24 日
調達資金の額	65,500,000 円
募集時点における発行済株式数	普通株式 199,895 株
当該増資による発行株式数	普通株式 65,500 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 265,395 株
割当先	山田至人
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

支出予定時期	平成22年11月～平成23年5月
現時点における充当状況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

⑤　第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年9月24日
調達資金の額	50,000,000円
募集時点における発行済株式数	普通株式　184,270株
当該増資による発行株式数	普通株式　15,625株
募集後における発行済株式総数	普通株式　199,895株
割当先	毎日通販投資有限公司
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成22年3～5月
現時点における充当状況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

⑥　第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成22年9月24日
発行時の資金調達額	1,338,048円
行使による資金調達額	200,044,800円
当該募集における潜在株式数	57,600株
募集時における発行済株式数	184,270株
割当先	毎日通販投資有限公司
現時点における行使状況	行使済株式数：　－株
当初の資金使途	既存事業の運転資金
支出予定時期	平成22年10月～平成23年6月
現時点における充当状況	－

（注）　当該新株予約権はそのすべてが未行使となっており、平成22年11月16日をもって取得・消却が完了しております。

⑦　第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年3月17日
調達資金の額	95,001,200円
募集時点における発行済株式数	普通株式　160,035株
当該増資による発行株式数	普通株式　24,235株
募集後における	普通株式　184,270株

発行済株式総数	
割当先	株式会社百販ジャパン
当初の資金使途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成22年3～5月
現時点における充当状況	運転資金及び設備投資資金として充当

10．発行要領

【本新株式】

（1）	発行期日	平成25年5月30日
（2）	発行新株式数	普通株式　57,471株
（3）	発行価額	1株につき金870円
（4）	調達資金の額	金49,999,770円 うち、9,999,780円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）の払込方法による。
（5）	資本組入額	1株につき金435円
（6）	資本組入額の総額	金24,999,885円
（7）	申込期日	平成25年5月30日
（8）	払込期日	平成25年5月30日
（9）	募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法 渡部氏　11,494株 河﨑氏　45,977株
(10)	現物出資財産の内容及び価額	渡部氏が当社に対して有する金銭債権の元本 10,000,000 円のうち、9,999,780円
(11)	その他	本件については、有価証券通知書の提出を行っています。

【本新株予約権】

1. 新株予約権の名称

ターボリナックスHD株式会社第13回行使価額修正条項付新株予約権

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金411,600円

3. 申込期日

平成25年5月30日

4. 割当日および払込期日

平成25年5月30日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、本新株予約権4,900個の内、2,940個を山田至人へ、1,960個を渡部秀一へ、へ割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

（1）　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

（2）　本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、第9項第（1）号の出資額を第9項第（2）号の行使価額（ただし、第10項及び第11項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り上げ、現金による調整は行わない。

7. 本新株予約権の総数

4,900個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 84 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

（１） 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、10,000 円とする

（２） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、平成 25 年 5 月 14 日の株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。ただし、当社普通株式が株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）に上場された場合には、当該上場時以降、「大証」とあるのは「東証」と読み替えるものとする。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の終値の 107.5%に相当する金額（少数第 1 位四捨五入）である 970 円とする（以下「当初行使価額」という。）。

10. 行使価額の修正

平成 25 年 5 月 30 日以降の毎週金曜日（以下「決定日」という）の翌取引以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む。以下同じ。）のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ）の大証における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の大証における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（1 円未満切上げ。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第 11 項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の 50%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。ただし、第 11 項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の 150%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り下げる。ただし、第 11 項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

（１） 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第（２）号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（２） 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または

本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④　本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$株式数 = \frac{(調整前行使価額 - 調整後行使価額) \times 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}{調整後行使価額}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

（３）　行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

（４）

①　行使価額調整式の計算については、１円未満の端数を四捨五入する。

②　行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第（２）号④の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の大証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第（２）号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

（５）　本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①　株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６） 本項第（２）号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第（２）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第（２）号に従った調整を行うものとする。

（７） 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（２）号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（６）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成 25 年 5 月 31 日から平成 25 年 12 月 31 日までとする。但し、第 14 項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり 84 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 16 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使制限

（１） 当社は本新株予約権者に対し、10 営業日前に書面で通知することにより、本新株予権を行使することができない期間（以下「行使禁止期間」という。）を指定することができる。但し、行使禁止期間として指定可能な期間は平成 25 年 11 月 30 日までとする。

（２） 前号にかかわらず、当社が第 14 項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、大証の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）

19. 新株予約権の行使請求の方法

（１） 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使請求期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

（２） 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

（３） 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

20. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

21. 行使請求受付場所

ターボリナックスHD株式会社　経営企画管理本部

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店

23. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額について、本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を84円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

24. その他

（１）　会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

（２）　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（３）　その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以　上